



厚生労働省発基安 0529 第 1 号

労働政策審議会

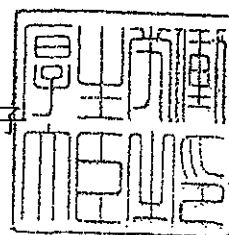
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 24 年 5 月 29 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（以下「除染則」という。）の規定の適用の拡大

一 除染等業務の拡大

（一） 除染則の規定が適用される除染等業務に、新たに「特定汚染土壤等取扱業務」を加えることとする
こと。

（二） 「特定汚染土壤等取扱業務」とは、除染特別地域等内において特定汚染土壤等を取り扱う業務（土壤等の除染等の業務及び廃棄物収集等業務以外のものをいう。）をいうこと。

（三） 「特定汚染土壤等」とは、汚染土壤等であつて、当該土壤に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものをいうこと。

（四） 特定汚染土壤等取扱業務のうち、除染特別地域等内で厚生労働大臣が定める方法によって求める平

均空間線量率（以下単に「平均空間線量率」という。）が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行う業務については、アに掲げる除染等業務に適用される規定のうちイに掲げる一部の規定に限り適用することとする。

ア 被ばく限度、外部及び内部被ばく線量の測定、線量の測定結果の確認及び記録等、事前調査、作業計画、作業の指揮者、作業の届出、診察等、退出者の汚染検査、持出し物品の汚染検査、保護具、保護具の汚染除去、喫煙等の禁止、特別の教育、健康診断、健康診断の結果の記録、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断の結果の通知、健康診断結果報告、健康診断等に基づく措置、放射線測定器の備付け、線量の測定結果の記録等及び健康診断結果の記録等の引渡し等

イ 被ばく限度、外部被ばく線量の測定（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ行われる業務に従事する労働者を除く。）、線量の測定結果の確認及び記録等、事前調査、診察等、退出者の汚染検査、持出し物品の汚染検査、保護具、保護具の汚染除去、喫煙等の禁止、特別の教育、放射線測定器の備付け、線量の測定結果の記録等の引渡し等

二 特定線量下業務の追加

(一) 除染則の規定（被ばく限度、外部及び内部被ばく線量の測定、線量の測定結果の確認及び記録等、事前調査、診察等、特別の教育、放射線測定器の備付け、線量の測定結果の記録等の引渡し等に限る。）が適用される業務として、新たに「特定線量下業務」を追加することとする。

(二) 「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内のうち、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務以外の業務をいうこと。

三 被ばく線量の通算

事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を含む。）に係る作業又は特定線量下業務に係る作業に従事する労働者の被ばく線量を管理するに当たっては、これらの作業により受ける線量を通算しなければならぬこととする。

第二 その他

一 事業者は、線量の測定結果及び健康診断の結果について、除染等業務従事者が離職した際には、当該除染等業務従事者に係る記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すことができることとする。

二 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内のうち、当該発電所に属する原子炉施設並びに蒸気

タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であつて、その平均空間線量率が〇・一ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある場所（三において「特定施設等」という。）以外の場所については、除染則が適用されることとする。

三 放射線業務が行われる特定施設等における退去者及び持出し物品の汚染検査について、除染則の退去者及び持出し物品の汚染検査に係る規定を準用することとする。

第五 施行期日等

一 この省令は、平成二十四年七月一日から施行すること。

二 関係省令について所要の規定の整備を行うこと。